

様式4（行政手続条例適用：個票番号101）

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月14日作成

処 分 名	許可行為の取消し、行為の中止命令等
根 拠 法 令 名	厚岸町庁舎管理規則（昭和49年厚岸町規則第13号）
根 拠 条 項	第8条第3項
根 拠 条 文	<p>庁舎管理者は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は前項の条件に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>庁舎の使用にあたって、厚岸町庁舎管理規則第8条第2項で庁舎管理者が使用者に対して条件を付した場合で、使用者がその条件に違反した場合</p>
所 管 部 署	総務課総務係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号102）

不利益処分に係る処分基準

平成28年9月13日作成

処 分 名	多数の者が共通の目的で庁舎に立ち入る場合の必要な措置の実施
根拠法令名	厚岸町庁舎管理規則（昭和49年厚岸町規則第13号）
根拠条項	第12条
根拠条文	多数の者が陳情、参観等共通の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎管理者は、庁舎の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、庁舎へ立ち入る者の人数、時間若しくは行動の場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講ずることができる。
処分基準の内容	次に掲げるもののいずれかに該当する場合に措置を講ずる。 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合 2 施設又は備品が損壊し、使用者に危害が加わるおそれがあると認められる場合 3 庁舎近隣住民に明らかに不快感を与える集会、会議等の実施のための使用の場合 4 上記のほか、町の業務に支障を来すおそれがあると認められる場合
所管部署	総務課総務係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号103）

不利益処分に係る処分基準

平成28年9月13日作成

処 分 名	庁舎への立入りの拒否等の措置命令等
根拠法令名	厚岸町庁舎管理規則（昭和49年厚岸町規則第13号）
根拠条項	第13条
根拠条文	<p>庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁舎への立入りを拒み、又は庁舎からの立ち退きを求め、若しくは必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 第7条の規定による承認を受けないで施設又は設備を使用した者</p> <p>(2) 第8条第1項各号の行為をするにつき、同項の規定による許可を受けなかつた者</p> <p>(3) 第8条第2項の規定により付された許可の条件又は指示に違反した者</p> <p>(4) 第11条の規定による禁止行為をし、又は禁止行為をするおそれのある者</p>
処分基準の内容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町庁舎管理規則第13条各号のいずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p>
所管部署	総務課総務係
備考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号104）

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月23日作成

処 分 名	個人情報の不正提供への懲役又は罰金
根拠法令名	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）
根拠条項	第35条
根拠条文	実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
処分基準の内容	上記根拠条文で定める基準のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき
所管部署	総務課広報情報係
備考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号105）

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月23日作成

処 分 名	個人情報の不正提供等への懲役又は罰金
根 拠 法 令 名	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）
根 拠 条 項	第36条
根 拠 条 文	前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文で定める基準のとおり ・業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき
所 管 部 署	総務課広報情報係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号106）

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月23日作成

処 分 名	個人情報の不正収集への懲役又は罰金
根 拠 法 令 名	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）
根 拠 条 項	第37条
根 拠 条 文	実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文で定める基準のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したとき
所 管 部 署	総務課広報情報係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号107）

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月23日作成

処 分 名	個人情報の不正開示への過料
根拠法令名	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）
根拠条項	第38条
根拠条文	偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。
処分基準 の 内 容	<p>上記根拠条文で定める基準のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた場合
所 管 部 署	総務課広報情報係
備 考	